議員提出議案第１２号

田川市議会議長信任決議について

上記議案を田川市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和５年１２月２６日

提出者	田川市議会議員	今　村　寿　人
賛成者	〃	佐々木　　博
	〃	尾　﨑　行　人

理　由

陸田孝則議長においては、今後も引き続き議長の職務を全うすべきであることから、本決議を提出するものである。

田川市議会議長信任決議（案）

陸田孝則議長は、令和５年５月１５日に議長に就任して以来、田川市議会議長として、６月定例会、７月臨時会、９月定例会及び１２月定例会を開催し、付議された案件は堅実に処理するとともに、二元代表制の一翼を担う議決機関としての役割を果たすため、市議会の代表者として、その労を惜しまず、実直に職務を遂行してきたところである。

そのような中、令和５年１２月１日の本会議において「田川市議会議長不信任決議」が前触れもなく唐突に提案され可決された。それを受け、陸田孝則議長は、１２月１４日に開催した全員協議会において、「議会運営が公平性を欠いていないこと」及び「議員としての資質に疑問符がつくような疑惑が無いこと」を証明するため、全議員及び市民に向けて、公の場で自らの見解を述べ、不信任決議の中で指摘されている内容が事実誤認及び事実無根であることを丁寧かつ論理的に説明し、熟議することの重要性を訴え、これまでどおり議長の職務を投げ出すことなく、職責を果たす決意を表明した。

今回、提出された不信任決議を構成する事柄の多くは、提出者の勘違いや誤解、又は憶測によると思われるものであり、議会の会議規則等に照らし、それらを客観的に検証してみると、事実誤認や根拠に乏しいなどの不適切な内容となっている。

６月定例会において、新人議員の発言を委縮させたといわれる議長の発言は、不規則発言をした議員に対し、議会の秩序を維持するため厳正に対処した際の発言であり、新人議員を委縮させる発言ではない。

また、７月の全員協議会での非民主主義的で一方的だといわれる議長の発言に対する指摘も、会議開催の事実や会議の目的を確認するための発言であり、一方的に議長が何かを決定したわけではなく、誤解に基づく指摘である。

このほか、９月定例会において、自会派の議員に通告外質問を無条件で認めたとの指摘は、通告外質問の取扱いを含む一般質問の諸課題について、議員間で意見の相違があるため、議長の諮問を受けて議会運営委員会で検討中の事項である。それを議長不信任の理由に挙げること事態、早計であり配慮に欠けている。

さらに、９月定例会最終日の市長行政報告に対する質疑において、議長自ら質疑は３回までと厳しく注意した後に、自会派のみ４回目の発言を促すような進行があったとの指摘も、単に執行部の答弁漏れ等を確認するための適切な議事進行であり、指摘は当たらない。

このように、不信任決議で指摘されている議事運営に関する内容を客観的にみた場合、どれも議長の議事整理権の範疇において、厳正かつ公平・公正に議事運営をしている事実が明らかになるだけであり、不信任決議の理由にすることは到底理解できない。

また、ネットニュース等での疑惑報道が市民の議会に対する信頼を著しく失墜させたとの主張は、自分の意にそう情報や根拠が不明確な情報を鵜呑みにし、主観的憶測の域を出ない解釈によるものであり、公然と陸田議長の名誉を傷つける内容で不適切である。

そもそも、不信任決議の理由となっている議事運営に関する事項は、本市議会において全議員が共通認識を持つための議論が不足している。もし、不信任決議の提出者が、これまでの議事運営に容認できないほどの不平・不満があったのであれば、議長に対して事前に異議を申し入れ、各会議の中で問題提起し意見を述べるなど、議論を求める機会は十分にあったはずである。

以上のように、陸田孝則議長に対する不信任決議を客観的にみても、著しく公平性を欠くような議事運営は見当たらず、議会の健全化や正常化を阻害しているとの認識根拠が不明である。不信任決議の議決手続きに瑕疵はないものの、不信任決議には事実誤認及び事実無根による事柄が多く含まれており、不信任の理由としては不相当かつ不適切と言わざるを得ない。

なお、陸田孝則議長は、本年５月の議長選挙において、正当な手続きを経て、各々の議員が意思表示をした結果、選出された議長であり、本市議会として、その結果を尊重すべきである。

陸田孝則議長は、永きにわたる市議会議員としての経験を活かし、引き続き議長としての職務を全うすべきであることから、田川市議会はここに陸田孝則議長の信任を決議するものである。

以上、決議する。

令和５年１２月２６日

田　川　市　議　会